

仕様書

1. 件名

新治療研究棟ビーム輸送システム及び照射システムの保守

2. 数量

一式

3. 使用目的

本件は、量子医科学研究所新治療研究棟において使用されるビーム輸送システム及びスキャニング照射システムの保守をおこなうものである。

4. 保守期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 設置場所

千葉市稻毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

千葉地区 新治療研究棟

6. 仕様

○ 保守対象:

新治療研究棟ビーム輸送室、E, F, G 治療室、SIM1, 2 室に設置されている下記の装置(資産番号 H27SN07189:治療室 SIM2 室室内設備、H27SN07188:治療室照射設備、H27SN07185:制御システム、H27SN07186:電磁石電源、H27SN07116:新治療研究棟治療室内統合制御システム、H27SN07187:電磁石電源、H27SN08486:超伝導回転ガントリー及びG治療室)及びサーバ室に設置されている下記のシステム(H27SN06765:QA システム、H27SN06763:患者ハンドリングシステム)のアプリケーションである。

- ・ ビーム輸送系機器 : 各種電磁石及び電磁石電源、スクリーンモニタ、真空系機器、回転ガントリー装置
- ・ 照射系機器 : スキャニング電磁石及び電磁石電源、照射ポート内機器
- ・ 室内機器 : 治療台、X線懸架装置、スイッチパネル、レーザーポインタ
- ・ 制御装置 : 電源制御盤、真空機器制御盤、照射制御盤、モニタ制御盤、室内機器制御盤、QA 制御盤
- ・ アプリケーション : S-IR(AIF)、PTH(AIF)

○ 保守内容:

- ・ 土曜、日曜、国民の祝祭日、年末年始(12/31～1/3)を除く日において、8時～17時まで故障受付ならびに技術員の手配業務をおこなうこと。なお、HIMAC 運転日の変更により、土曜、日曜、国民の祝祭日に保守受付が必要となる場合は事前に当機構担当者から連絡を行う。
- ・ 本件の対象装置にトラブルが発生した場合は、当機構担当者の要請に応じて、電話またはメールによる技術的サポート、ならびにオンラインでの対応をおこなうこと。
- ・ オンサイトでの対応は、宿泊を伴わない現地調査及び予備品交換等による復旧作業とする。宿泊を伴う作業、機器及びソフトウェアの改修作業、交換品の持ち帰り修理等が発生した場合は別途契約を締結するものとする。また、オンラインでの対応は、技術員派遣 40 回(1 回は 1 名派遣とする。)とする。これを越える場合は、別途契約を締結するものとする。
- ・ 現地で引取、修理が必要と判断し、1ヶ月以内に修理発注手続き開始を予定している部品の引取については対応すること。調査・修理契約は別契約とする。
- ・ チケットでの緊急対応については原則 1 日とする。2 日以上継続して対応が必要な場合にはチケット使用とするか別途契約とするかは双方の協議による。

7. 情報セキュリティ

- ① 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ② 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ③ 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- ④ 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- ⑤ 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- ⑥ 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- ⑦ 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- ⑧ 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。
- ⑨ 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、

- 取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- ⑩ 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- ⑪ 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。

8. 提出図書

- 1) 保守報告書 2部

9. 検査

保守等の作業の終了後、提出する保守報告書を当機構担当職員が確認したことをもって検査合格とする

10. その他

- 1) 保守作業の実施に当たっては、当機構担当職員と事前に協議のうえ、作業を行うこと。
- 2) 本請負者は、本件業務上知り得た情報（技術情報、仕様、機能等）を機構の許可なくして第三者に開示してはならない。

11. グリーン購入法の推進

- 1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

部課名 物理工学部
使用者氏名 米内 俊祐

選定理由書

1. 件名	新治療研究棟ビーム輸送システム及び照射システムの保守
2. 選定事業者名	東芝エネルギー・システムズ株式会社
3. 目的・概要等	本件は、円滑な重粒子線がん治療業務を実施するため、新治療研究棟に設置されているビーム輸送システム及び照射システムの保守を実施するものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号 ル (物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき)
5. 選定理由	本件保守を実施するにあたっては機器の詳細構成、機能、図面を把握している必要があるが、これらの資料・情報は当該機器を設計・製作した株式会社東芝（分社化により、現在は東芝エネルギー・システムズ株式会社が承継）が有しております、本機構を含め他者には公開されていない。また、当該システムは、薬機法による承認を受けた医療機器（CI-1000S）を保守するものであり、製造販売業者、もしくは製造販売業者が許可した業者しか実施することはできない。しかしながら、製造販売業者は、自社の技術の開示になることから他社による当該システムの保守を認めていない。こうした事情から、他の業者では本調達・交換を請負うことができない。 以上の理由により、東芝エネルギー・システムズ株式会社を随意契約の相手方として選定する。